

議案第58号

債権の放棄について（水道局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- | | |
|-------------|--|
| 1 債 務 者 | 4記載の理由により放棄する債権5件に係る各債務者 |
| 2 債 権 の 内 容 | 水道料金に係る債権 |
| 3 放棄する債権の額 | 4記載の理由により放棄する債権5件の額の合計金
2,652,745円及びこれらに対する遅延損害金 |
| 4 放 棄 の 理 由 | 債務者らの所在が不明であり、又は債務者らの営業実態がないことから当該債権の弁済を受けることができる見込みがなく、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため |

令和7年2月7日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

債務者らに対する水道料金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。